

(金融商品仲介用)「自動振替サービス取扱規定」新旧対照表

※下線部分変更

新	旧
<p>(用語の定義) 第2条</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p><u>(6) API サービス(銀行残高即時反映) お客様の同意に基づき、三菱UFJ銀行のAPIサービスを用いて当社が三菱UFJ銀行から取得したお客様の預金残高をリアルタイムでオンライントレードの画面上に表示するとともに、預金残高を買付可能額に加算するサービスをいいます。</u></p> <p><u>(7) 銀行残高日次反映サービス お客様の同意に基づき、当社が三菱UFJ銀行から取得した前営業日の原則19時時点のお客様の預金残高を買付可能額に加算した金額をオンライントレードの画面上に表示するサービスをいいます。</u></p> <p>(本サービス) 第3条</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p><u>3 お客様は、次の(1)から(4)のすべてを満たしている場合、当社が定める方法により本サービスのご利用をお申込みいただくことができます。</u></p> <p>(1) 指定預金口座は、仲介口座において金銭振込先口座としてお届出いただいている口座と同一とします。本サービス申込みの指定預金口座が、仲介口座で届出の金銭振込先口座と異なる場合は、金銭振込先口座を本サービス申込みの指定預金口座に変更させていただきます。ただし、仲介口座お取引店以外の営業店の預金口座等一部変更ができません場合があります。</p> <p>(2) <u>本サービスの内容を理解し、お客様の責任において本サービスをご利用いただけること</u></p> <p>(3) <u>日本国内に居住または所在されていること</u></p>	<p>(用語の定義) 第2条</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(本サービス) 第3条</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p><u>3</u> 指定預金口座は、仲介口座において金銭振込先口座としてお届出いただいている口座と同一とします。本サービス申込みの指定預金口座が、仲介口座で届出の金銭振込先口座と異なる場合は、金銭振込先口座を本サービス申込みの指定預金口座に変更させていただきます。ただし、仲介口座お取引店以外の営業店の預金口座等一部変更ができません場合があります。</p> <p style="text-align: center;"><u>(追加)</u></p>

新	旧
<p>(4) <u>オンライントレードをご利用いただくお客さまのうち、当社が認める認証方法を利用できること</u></p> <p>4 <u>お客さまが当社の本サービスを書面にてお申込みいただいた場合には、銀行残高日次反映サービス利用規定に基づく第 2 条(7)の銀行残高日次反映サービスについてもご利用いただけます。</u></p> <p>5 <u>お客さまが本サービスをオンライントレードでお申込みいただいた場合には、銀行残高日次反映サービス利用規定に基づく第2条(10)の銀行残高日次反映サービスをご利用いただけるほか、別途三菱 UFJ 銀行のホームページを通じて三菱 UFJ 銀行との間で三菱 UFJ ダイレクト口座契約および API 契約を締結されることにより、API サービス(銀行残高即時反映)利用規定に基づく第 2 条(9)の API サービスをご利用いただけます。API サービスをご利用いただける場合は、原則として、銀行残高日次反映サービスに先立ち API サービスが適用されます。</u></p>	
<p>(オンライントレード利用時の取扱)</p> <p>第 4 条</p> <p><u>第3条第5項によりAPIサービスをご利用いただけるお客さまのオンライントレードでの注文に際しては、API サービス利用規定に基づき、ログイン後にリアルタイムで預金残高を当社で取得し買付可能額として加算します。</u></p> <p>2 <u>オンライントレード以外の注文の場合、または前項に規定する契約を締結されていない場合は、リアルタイムではなく、銀行残高日次反映サービス利用規定に基づき、前営業日の原則 19 時時点の預金残高を当社で取得し買付可能額として加算します。</u></p>	<p>(オンライントレード利用時の取扱)</p> <p>第 4 条</p> <p><u>オンライントレードでの注文に際して、三菱 UFJ 銀行との間で三菱 UFJ ダイレクト口座契約および API 契約を締結しているお客さまは、指定預金口座の預金残高を、リアルタイムで当社が取得し買付可能額に加算します。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する契約を締結されていない場合は、リアルタイムではなく、前営業日 19:00 時点の預金残高を当社で取得し買付可能額として加算します。</u></p>
<p>(本サービスの解約)</p> <p>第 8 条</p> <p><u>以下の事由のいずれかに該当する場合は、本サービスが解約され、「API サービス」/「銀行残高日次反映サービス」がご利用できなくなります。</u></p> <p>(省 略)</p>	<p>(本サービスの解約)</p> <p>第 8 条</p> <p><u>以下の事由のいずれかに該当する場合は、本サービスが解約されます。</u></p> <p>(省 略)</p>

新	旧
(2) <u>第3条3項(1)～(4)のいずれかの要件を満たさなくなった場合</u> <div style="text-align: right;">2026年6月</div>	(2) <u>本サービスの利用条件を満たさなくなった場合</u> <div style="text-align: right;">2025年6月</div>

以上